

盛岡市職員給与支給条例等の一部改正について

平成 23 年 11 月 24 日

総 務 部

1 改正の趣旨

人事院及び岩手県人事委員会の勧告並びに国及び県の状況等を勘案し、一般職の職員の給料月額
額の改定等をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 一般職の職員の改定

①給料表の改定

	行政職給料表	医療職給料表(2)	特定任期付職員給料表
改定率	△0.31%	△0.34%	△0.52%

②給与構造改革に伴う経過措置額の算定基礎となる額

給与構造改革に伴う経過措置額の算定基礎となる額について、2.04%を減じた額に引き下
げる。

3 改正対象条例

- (1) 盛岡市職員給与支給条例（昭和 24 年条例第 2 号）
- (2) 盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 19 年条例第 63 号）
- (3) 盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例（平成 18 年条例第 21 号）

4 施行期日

平成23年12月 1 日